

令和 5 年 第 2 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

提 出 議 案 説 明 資 料 (附 属 資 料)

(5 月 19 日 提 案 分)

警 察 本 部

目 次

ページ

- 1 神奈川県道路交通法関係手数料条例新旧対照表…………… 1
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
新旧対照表…………… 2

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）

改正後				改正前			
第1条～第5条（略） 別表第1（第2条関係）				第1条～第5条（略） 別表第1（第2条関係）			
手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額	手数料を納付すべき者	手数料の名称	区分	金額
1～13の3（略）				1～13の3（略）			
14 法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとする者	審査手数料		1,400円 （公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあっては、 2,850円）	14 法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとする者	審査手数料		1,400円 （公安委員会 が提供する自 動車を使用し て受ける場合 にあっては、 2,850円）
15～19（略）				15～19（略）			
20 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	（略） 法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	講習1時間につき2,000円	20 法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者	講習手数料	（略） 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習	講習1時間につき2,000円
21（略）				21（略）			
備考（略） 別表第2・別表第3（略）				備考（略） 別表第2・別表第3（略）			

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第28号）

改正後	改正前
<p>第1条（略） （信号機に関する基準）</p> <p>第2条 信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）<u>又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車</u>が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> <p>第3条・第4条（略）</p>	<p>第1条（略） （信号機に関する基準）</p> <p>第2条 信号機に関する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）<u>並びに自転車</u>が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p> <p>第3条・第4条（略）</p>